

今治市地域公共交通活性化協議会規約（改正案）

（設置）

第1条 ~~地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、今治市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。~~今治市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画の作成及び実施に関する協議を行うために設置する。

（事務所の位置）

第2条 協議会の事務所は、今治市別宮町1丁目4番地1 今治市役所内に置く。

（所掌事項）

第3条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) ~~地域公共交通網形成計画（以下「網形成計画」という。）~~地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の作成及び変更の協議に関すること。
- (2) ~~網形成計画~~交通計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) ~~網形成計画~~交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (4) ~~前3号に掲げるもののほか協議会が必要と認める事項~~地域の実情に応じた適切な旅客運送の運行等に関すること。
- (5) 前4号に掲げるもののほか協議会が必要と認める事項

（組織）

第4条 協議会は、次に掲げる者又は団体をもって組織する。

- (1) 地方公共団体（今治市）
- (2) 関係交通事業者等
- (3) 関係道路管理者
- (4) 関係港湾管理者
- (5) 愛媛県公安委員会
- (6) 各種団体の代表
- (7) 住民又は利用者の代表
- (8) 学識経験者
- (9) 四国運輸局愛媛運輸支局
- (10) 愛媛県
- (11) 前各号に掲げる者のほか、地方公共団体が必要と認める者

(委員)

第5条 協議会の委員は、協議会を組織する者（団体にあっては、その代表者又は代表者の委任を受けた者1名）をもって充てる。

(役員)

第6条 協議会には、次に掲げる役員を置くものとする。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監事 2人

2 会長又は副会長及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は、2年とする。ただし、役員が欠けたときの補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員の選任及び職務)

第8条 会長は委員の互選によって決める。

2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

3 副会長及び監事は、第5条第1項に規定する委員のうちから会長が指名する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 監事は、協議会の会計の監査を行い、当該監査の結果を会長に報告しなければならない。

(会議)

第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員は、都合により会議を欠席する場合、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、代理の者を出席させることができることとする。この場合において、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 会議の議事は、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決するものとする。

5 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、出席した委員の過半数の同意を得て当該協議会を非公開で行うことができるものとする。

6 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

7 会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会議の議決事項)

第10条 会議は、次に掲げる事項を協議し議決する。

- (1) 協議会の予算及び決算に関すること。

- (2) 規約の制定及び改廃に関すること。
- (3) 第3条に規定する事項に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、重要と認められる事項

(幹事会)

第11条 協議会は、会議に提案する事項について協議又は調整をするため、必要に応じ幹事会を置くことができる。

(分科会)

第12条 協議会は、第3条に規定する事項について専門的な調査、~~検討~~又は~~協議~~~~検討~~を行うため、必要に応じ分科会を置くことができる。

(事務局)

第13条 協議会の業務を処理するため、今治市交通政策担当課内に事務局を置く。

2 事務局長は、今治市交通政策担当課長をもって充て、事務局員は、同課の職員をもって充てる。

3 前2項に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会計年度)

第14条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(資金)

第15条 協議会の運営に要する資金は、今治市の負担金、補助金その他の収入をもって充てる。

(予算)

第16条 会長は、毎会計年度予算を調整し、協議会の議決を得なければならない。

(決算)

第17条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、協議会の決算を調整し、監事の監査に付さなければならない。

2 会長は、第8条第5項の規定により当該監査の報告があったときは、当該監査に付した決算について協議会の承認を得なければならない。

(財務に関する事項)

第18条 協議会の出納その他の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第19条 協議会は、委員が会議に出席したときは、今治市報酬及び費用弁償支給条例第2条の規定(附属機関の委員等の区分)を準用して、予算の範囲内において委員報酬を支給することができる。ただし、関係交通事業者等として協議会に参画している者、国家公務員法(昭和22年法律第120号)及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)に規定する者には、支給しない。

2 協議会は、委員が会議に出席したときは、予算の範囲内において費用弁償旅費を支給す

ることができる。

(協議会が解散した場合の措置)

第20条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを清算する。

(その他)

第21条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成30年2月27日から施行する。

(任期の特例)

2 協議会初年度の役員の任期は、第7条第1項の規定にかかわらず、平成32年3月31日までとする。

附 則

この規約は、令和2年3月13日から施行する。

この規約は、令和7年 月 日から施行する。

今治市地域公共交通活性化協議会規約新旧対照表

新	旧
今治市地域公共交通活性化協議会規約 (設置) 第 1 条 <u>今治市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、地域公共交通計画の作成及び実施に関する協議を行うために設置する。</u> (所掌事項) 第 3 条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。 (1) <u>地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の作成及び変更の協議に関すること。</u> (2) <u>交通計画</u>の実施に係る連絡調整に関すること。 (3) <u>交通計画</u>に位置付けられた事業の実施に関すること。	今治市地域公共交通活性化協議会規約 (設置) 第 1 条 <u>地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、今治市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</u> (所掌事項) 第 3 条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。 (1) <u>地域公共交通網形成計画（以下「網形成計画」という。）の作成及び変更の協議に関すること。</u> (2) <u>網形成計画</u>の実施に係る連絡調整に関すること。 (3) <u>網形成計画</u>に位置付けられた事業の実施に関すること。

(4) <u>地域の実情に応じた適切な旅客運送の運行等に関すること。</u> (5) <u>前4号に掲げるもののほか協議会が必要と認める事項</u> (分科会) 第12条 協議会は、第3条に規定する事項について専門的な調査、<u>検討</u>又は<u>協議</u>を行うため、必要に応じ分科会を置くことができる。	(4) <u>前3号に掲げるもののほか協議会が必要と認める事項</u> (分科会) 第12条 協議会は、第3条に規定する事項について専門的な調査又は検討を行うため、必要に応じ分科会を置くことができる。
--	---